

別記第3号様式（第3条関係）
（平27規則25・全改）

通所介護契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と江東区枝川高齢者
在宅サービスセンター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して
行う通所介護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援をすることを目的として、通所介護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の1週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得て、写しを交付します。

（通所介護の提供場所及び内容）

第4条 通所介護の提供場所、所在地及び設備の概要は、【重要事項説明書】のとおりです。

2 事業者は、前条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供に当たり、その内容について利用者に説明します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）

第5条 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等を通所介護記録書に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

2 事業者は、通所介護の提供に関する通所介護記録書を作成し、契約終了後2年間は保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、利用者に関する通所介護記録書を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する通所介護記録書の複写に係る実費を負担の上、複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月25日までに利用者に送付します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに(自動引落としの方法)で支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(サービスの中止、変更及び追加)

第7条 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、事前に事業者申し出るものとします。

2 利用者は、サービス提供日の前日までに利用の中止を申し出ない場合は、【重要事項説明書】に定める所定のキャンセル料を事業者を支払うものとします。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更又は追加の申出に対して、事業所が満員等で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

4 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合は、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

(料金の変更)

第8条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用者負担金に変更が生じた場合は、変更後の負担分を請求することができるものとします。

2 事業者は、介護保険給付の適用を受けない食費等の金額を変更するには、利用者に変更の理由を十分説明し、利用者の同意を得るものとします。

(利用者からの解約)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の発病、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第10条 利用者は、事業者が次に該当する場合は、本契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が故意若しくは過失により利用者の生命、身体、財産、信用等を傷つ

け、又は著しい不信行為その他本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第11条 事業者は、利用者が次に該当する場合は、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行うことにより、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- (3) 利用者が正当な理由なくサービスの中止を再三繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- (4) 利用者が、故意若しくは重大な過失により事業者、事業従事者若しくは他の利用者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続し難い重大な事由が認められる場合

(契約の終了)

第12条 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 第9条の規定に基づき利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第10条の規定に基づき利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 前条の規定に基づき事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (6) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

(秘密の保持)

第13条 事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。

2 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、【重要事項説明書】に記載している目的において、必要最小限の範囲内で使用します。使用に当たっては、適正に管理及び監督を行います。

3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に定める通報ができるものとし、その場合は、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意又は過失がない場合はこの限りでは

ありません。

2 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(緊急時の対応)

第15条 事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(連携)

第16条 事業者は、通所介護の提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

(事業者)

事業者名	江東区枝川高齢者在宅サービスセンター
住所	江東区枝川1丁目8番15-101号
代表者名	江東区長 大久保 朋 果

(利用者)

住所
氏名

(代理人)

住所
氏名